

ID: 946

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	診療報酬の支払いの一時差止め		
法令名 根拠条項	母子保健法 第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第2項		
法令番号	昭和40年法律第141号		
【根拠条文】 (養育医療) 第20条 7 児童福祉法第19条の12、第19条の20及び第21条の3の規定は養育医療の給付について、同法第20条第7項及び第8項並びに第21条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第19条の12中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同条第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第19条の20(第2項を除く。)中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第1項中「第19条の3第10項」とあるのは「母子保健法第20条第7項において読み替えて準用する第19条の12」と、同条第4項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第21条の3第2項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び児童福祉法第21条の3第2項の規定による。 第21条の3 2 指定療育機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定療育機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日